

化学物質による事故について



東京消防庁の組織

○ 消防署	81
○ 消防分署	3
○ 消防出張所	208



管轄区域： 稲城市及び島しょ地域を除く都内全域

災害件数(平成24年中)： 火災5,089件(死者115名)

化学物質の事故等に対応する専門部隊の配置

化学機動中隊 : 平成2年4月発足

第三消防方面消防救助機動部隊 : 平成14年4月発足

第九消防方面消防救助機動部隊 : 平成25年3月発足



- : 第三消防方面本部消防救助機動部隊
第九消防方面本部消防救助機動部隊
- : 化学機動中隊(9)

化学機動中隊



- ・ 東京都内や国内外での毒劇物災害や危険物災害の発生を踏まえ、平成2年4月に発足
- ・ 陽圧式化学防護服、分析装置等を導入
- ・ 専門的な教育訓練を受けた隊員等により構成
- ・ 都内に9隊を配置

地下鉄サリン事件

第三消防方面消防救助機動部隊



化学物質に係る災害等に対応する
消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)
として、平成14年4月に発足

**化学物質に係る災害等に対応するための
高度な資機材と、選抜された隊員を配置**



福島第一原子力発電所事故

第九消防方面消防救助機動部隊



化学物質に係る災害、自然災害等に幅広く対応する
消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)として、
平成25年3月に発足

**化学物質に係る災害、危険物火災、広域林野火災等
にも対応できる専門的知識・技術・装備を備えた部隊**



化学物質に係る事故事例

顔料工場で屋外タンクから化学物質が漏えいした事故

- 事業者の情報から化学物質の漏えいであることを認知
- 事業者が準備した中和剤の粉末を散布して中和

めっき工場で発生した事故

- 事業者より化学物質の容器を搬出したとの情報及び建物内に有毒物質があるとの情報
- 事業者に備蓄されている土のうを活用した流出拡大防止

化学物質の事故等に対する消防活動への備え

○ 化学物質等の貯蔵、取扱いに係る届出

- 消防法第9条の3
- 東京都火災予防条例第59条

→ 毒物・劇物等
に係る届出

○ 消防活動に係る事前計画の例

- 多数の人命危険、
消防活動上の重大な障害又は
延焼拡大が予想される対象物等
- 消防活動時の安全管理上、
特に配慮を要する対象物等

第3号様式(第15条関係) (～)(と)(5)

毒物・劇物等の貯蔵・取扱い届出書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

届出者
住 居 電話 () 番
氏 名 電話 () 番

貯蔵・取扱い場所
所在地 名称
貯蔵 責任者
専 業 の 概 要
貯蔵年月日
貯蔵品 名
最大数量
取扱い 箇 所
構造・設備の種類
方法の概要
そ の 他

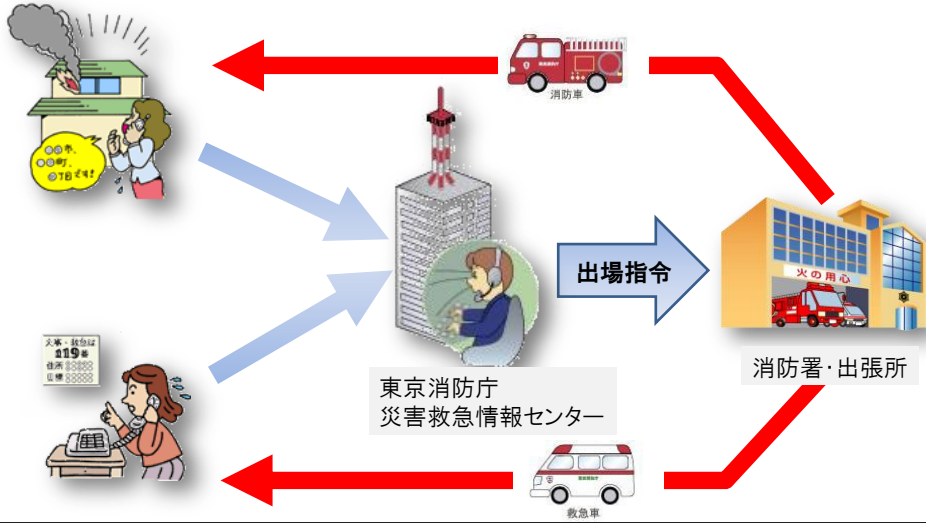
受 付 欄 事 務 通 欄

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
2 貯蔵・取扱い場所の付添図、平面図、構造図及び設備図を添付すること。
3 届出事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。
4 申請には、記入しないこと。

(日本工業規格JIS K 4 第 1 号)

119番通報の仕組み

119番通報は最寄の消防署ではなく、千代田区大手町にある災害救急情報センター(23区内)、又は立川市にある多摩災害救急情報センター(多摩地区)につながります



化学物質に係る災害時の消防活動

原因物質が何であるのか推定する

負傷者を速やかに
救出・救護する

防護服、呼吸保護具
除染



災害現場を危険な区域
安全な区域に分ける

危険区域、除染区域、
消防警戒区域



情報

被害の拡大防止措置を行う

資器材

化学物質取扱事業者の皆様へ

- 事故防止のために
 - ・ 化学物質の適正な保管と管理
 - ・ 従業員の皆様への化学物質の危険性等の周知

- 事故発生時は
 - ・ 119番通報時、毒物・劇物、危険物等の化学物質に関する事故であることを伝えてください。
 - ・ 到着した消防隊へ化学物質に関する情報（人体への影響、火災・爆発危険、中和方法など）の提供をお願いします。
 - ・ 中和剤等の事故対応資器材の準備をお願いします。